

相模原市美化運動推進功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美化運動の推進に功績のあった個人又は団体に対し、感謝の意を表すため、相模原市表彰状等贈呈規程(昭和56年相模原市訓令第3号。)第11条の規定に基づき、表彰の方法その他必要な事項を定める。

(表彰の方法)

第2条 美化運動の推進に功績のあった者に対する表彰(以下「美化運動推進功労者表彰」という。)は、表彰状の贈呈により行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰対象者)

第3条 美化運動推進功労者表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 表彰する年度の4月1日時点において、過去3年以上地域の美化活動に取り組み、その功績が顕著であるもの
- (2) 表彰する年度の4月1日時点において、過去3年以上美化思想の啓発に努め、その功績が顕著であるもの
- (3) 既に美化運動推進功労者表彰を受けたものにあつては、表彰する年度の4月1日時点において、前回の表彰後3年以上経過し、当該年度もなお美化運動の推進を継続または発展させ活動しているもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が美化運動の推進について特に功績が顕著であると認めたもの

(対象者の推薦)

第4条 前条の対象者の候補となるものを推薦しようとするものは、推薦書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(被表彰者の選考)

第5条 市長は、前条の規定により推薦書の提出があつた場合において、表彰の必要があると認めるときは、相模原市美化運動推進協議会の意見を聴き、被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回とする。ただし、特別な事由のある場合は、この

限りではない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に相模原市美化運動推進協議会による相模原市美化運動推進功労者表彰を受けた者に対するこの要綱の適用については、第3条第3号中「美化運動推進功労者表彰」とあるのは「相模原市美化運動推進協議会による相模原市美化運動推進功労者表彰」とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。